

【概要説明資料】

一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社京丹後地域本部
主催、共催、後援、協力及び協賛に関する規程

用語の定義	用語の意義	使い分け	責任の有無	承認の基準等		申請の手続き等 (第6・7・8・10条)	金額等
				実施・承認の基準 (第3・4条)	不承認等の基準 (第5条)		
主催	イベント等 (行催事等) を主体となっ て企画・運営・ 実施すること	主催する組織・団体が 1つの場合(観光公社)	有: 責任 を負う	(いずれかに該当) ① 公社の事業計画・ 予算に掲げている イベント等 ② 理事会が特に認 めたイベント等	① 承認基準を満た さない場合	特に、申請手続きな し(事業の計画に準 じる)	
共催		主催する組織・団体が 2つ以上の場合(観光 公社+他の団体等)					
後援	イベント等 に賛同し、支 援すること	公社の名義や名前を使用 させること(経費負 担はしない) ⇒イベント等のブラン ド力を高めるため	無: 責任 を負わ ない	(いずれかに該当) ア 公社の規程・事 業計画の内容に則 しているイベント 等 イ 観光振興、地域 活性化等につな がると認められるイ ベント等 ウ 理事会が特に認 めたイベント等	(いずれかに該当) ① 承認基準を満た さないもの ② 支部から助成金、 協力金、補助金そ の他の金品を受 けていないもの ③ 専ら営利目的の もの ④ 政治的目的のも の ⑤ 宗教的目的のも の ⑥ 個人的な主催目 的のもの ⑦ 主催団体等の構 成員の親睦が目 的のもの ⑧ 理事会で不適当 と認めたもの 《承認取り消し》 ① 申請内容に虚偽 ② 承認基準に不具備 ③ 不承認基準に該当 ④ 公社職員の指示に 従わない	① 後援(名義使用)・ 協力承認申請書 を受理 ② 後援(名義使用)・ 協力(不)承認決 定通知書を送付 《中止・延期・変更 の場合は、届出》 ③ 後援(名義使用)・ 協力・協賛実績報 告書を受理	経費負担(資金援 助)は、しない。
協力		公社の所有物(施設・人 員・設備・備品・機能等) を有償又は無償で提供 (貸与等)すること					
協賛		公社が申請者に金銭的 な支援(資金援助)をす ること ⇒スポンサーになるこ と ※目的: 観光公社の自 主財源を会員に還元 することにより、公 社と会員との良好な 関係の構築と発展に 資する。					